

日立市奨学生推薦基準

高等学校（高等専門学校、専修学校の高等課程を含む。以下同じ。）に進学を希望している生徒、又は大学（短期大学、専門職大学、専門職短期大学、専門学校（専修学校の専門課程）を含む。以下同じ。）に進学を希望している生徒で、下記の基準にあてはまる方について推薦してください。

※ ただし、奨学金を希望している生徒の保護者が、1年以上日立市内に居住している必要があります。

1 学力基準

(1) 高等学校奨学生

最近2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が、3.5以上（小数点第2位で四捨五入）であり、高等学校の課程を優秀な成績で修業できると認められる方であること。

※ ただし、特例として下記の方に対しては、上記の平均値が2.7以上（小数点第2位で四捨五入）であれば推薦することができます。

ア 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った方

イ 出願前1年以内に、火災・風水害等により被害を受けた方

ウ 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯

エ 病気療養者又は障害者のいる世帯

(2) 大学奨学生

最近2か年の学習成績の評定を全履修科目について平均した値が、3.5以上（小数点第2位で四捨五入）であり、大学の課程を優秀な成績で修業できると認められる方であること。

※ 学年の評定が未定の場合は、最近の学期までの平均をもって、その学年の評定とします。

2 人物基準

(1) 奨学金の返還について十分な責任感があると認められる方

(2) 学習活動その他生活の全般を通じて、態度、行動が学生としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込がある方

3 健康基準

(1) 学校保健安全法による定期健康診断（最近1年以内に実施されたもの）の結果により、医師から修学に支障がないと判断された方であること。

※ (1)に当てはまる方は、**出願のために健康診断を受ける必要はありません。また、願書の健康診断欄の記入の必要もありません。**

(2) 前記(1)によることができないときは、医師の健康診断の結果により修学について支障がないと判断された方であること。

4 家計基準

家計支持者（父母などの家計を支えている方全員）の1年間の認定所得金額が、別表1の収入基準額の基準以下であること。

ただし、認定所得金額が収入基準額を超える場合であっても、申請時から6か月以内に退職することが明らかな場合は推薦することができます。

認定所得金額とは、父母などの1年間の収入金額（年金、福祉事業の手当なども含む。）から必要経費を控除（給与所得にあつては、下記計算式によって必要経費を控除する。）した金額の合計から、別表2に定める特別控除額を控除した額をいいます。

なお、収入基準額、特別控除額、所得金額の算出方法については、日本学生支援機構の大学第一種奨学生（予約）及び茨城県育英奨学生（予約）の方法に準じています。

【給与所得の場合の計算式】

棒給、給料、賃金、専業主報酬、役員報酬、歳費、賞与及び専従者給与（専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（年金（恩給・老齢年金・遺族年金等を含む。）、扶助料、傷病手当等を含む。）の収入金額（所得証明書にいう「給与収入」）を基にして、次の計算式によって得た金額を所得金額とします。

ア	収入金額が 329 万円以下の場合	0 円
イ	収入金額が 329 万円を超え、400 万円以下の場合	収入金額×0.8－263 万円＝所得金額
ウ	収入金額が 400 万円を超え、878 万円以下の場合	収入金額×0.7－223 万円＝所得金額
エ	収入金額が 878 万円を超える場合	収入金額－486 万円＝所得金額

※ 同一人で、2以上の収入があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算して所得金額を算出します。

※ 収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てて適用します。

【別表1】 収入基準額表

区 分		高等学校	大 学
世帯 人員	1 人	1 2 9 万円	1 6 0 万円
	2 人	2 0 6	2 5 4
	3 人	2 3 8	2 9 5
	4 人	2 5 7	3 2 0
	5 人	2 7 6	3 4 4
	6 人	2 9 3	3 6 2
	7 人	3 0 7	3 8 0

※ 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、高等学校の場合14万円、大学の場合18万円を収入基準額に加算します。

【別表2】特別控除額表

特別の事情		特別控除額				
世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯	49万円				
	(2) 就学者のいる世帯 本人以外の全ての就学者の在学証明書又は学生証のコピーを提出してください。 ※ 公立小・中学校では、無料で在学証明書を発行しています。	小学校		9万円		
		中学校		17万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国公立		19万円	41万円
			私立		33万円	54万円
		高等専門学校	国公立	1～3年	28万円	50万円
				4～5年	40万円	62万円
			私立	1～3年	54万円	76万円
	4～5年			66万円	88万円	
大学	国公立		67万円	116万円		
	私立		111万円	159万円		
専修学校	高等課程	国公立		7万円	18万円	
		私立		29万円	39万円	
	専門課程	国公立		25万円	71万円	
		私立		79万円	123万円	
(3) 障害のある方のいる世帯	障害のある人1人につき (<u>身障者手帳等のコピーを提出すること</u>) 99万円					
(4) 長期に療養を要する方のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額 (<u>治療にかかった明細、又は領収書等のコピーを提出すること</u>)					
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額。 ただし、71万円を限度とする。					
(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資財又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額					
本と人すをる対控象除	(7) 本人が大学等に進学を予定していること。	67万円				
	(8) 本人が高等学校等に進学を予定していること。	28万円				

〔所得金額の算出例〕

例 1

本人が高等学校奨学生を希望しており、母、弟(中学校在学中)、妹(小学校在学中)、本人の4人家族世帯の場合
収入は、母の給与収入と遺族基礎年金であり、それぞれ年間550万円、132万円である。

所得金額の算出

(給与) 550万円 + (遺族基礎年金) 132万円 = 682万円

682万円 × 0.7 - 223万円 = 254万円…(①)

所得金額①から別表2に該当する特別控除額を差し引き、認定所得金額を算定。

(①) {控除額(妹+弟+本人+母子)} (認定所得金額)
254万円 - (9万円+17万円+28万円+49万円) = 151万円……(②)

収入基準額(別表1)と認定所得金額②を比較する。

(別表1) (②)

257万円(4人世帯) > 151万円であるので推薦基準内である。

例 2

本人が大学奨学生を希望しており、父、母、姉、弟(県立高校在学、自宅通学)、本人の5人家族世帯の場合
収入は、父の給与収入年間860万円、母の給与収入年間360万円、姉の給与収入年間340万円である。

所得金額の算出

860万円 × 0.7 - 223万円 = 379万円

360万円 × 0.8 - 263万円 = 25万円

379万円 + 25万円 = 404万円…(①)

※ 父母がいる場合は、原則父母(2名)を家計支持者としますので、姉の収入は算出に含みません。

所得金額①から別表2に該当する特別控除額を差し引き、認定所得金額を算定。

(①) {控除額(弟+本人)} (認定所得金額)
404万円 - (19万円 + 67万円) = 318万円……(②)

収入基準額(別表1)と認定所得金額②を比較する。

(別表1) (②)

344万円(5人世帯) > 318万円であるので推薦基準内である。